

社会福祉法人 コクーン 行動計画

当法人は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と育児の両立が可能となるよう働きやすい環境を作ることにより、全職員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間
2. 内容

目標 1：育児休業の取得促進

- ・女性職員…取得率 100%を目標とする。
- ・男性職員…育児休業の取得促進を図る。

<対策>

- 令和 4 年 4 月～ 男性職員の育児休業の取得促進を図るため、管理者会議や文書通知等で周知徹底を図る。
- 令和 4 年 4 月～ 対象職員に産前・産後の就業形態に関する制度について情報提供するとともに、相談体制を確立する。

目標 2：年次有給休暇の取得促進

年間の平均取得日数 10 日以上を目標とする。

<対策>

- 令和 4 年 4 月～ 月ごとに職員の有給休暇取得日数を管理・把握するとともに、取得率の低い職員への個別面談や勤務体制の配慮等により、取得促進を図る。

目標 3：時間外・休日労働の削減

年間の平均残業時間数を 2 割削減する。

<対策>

- 令和 4 年 4 月～ 月ごとに職員の時間外・休日労働時間の状況を管理・把握するとともに、管理者会議や各所属長への文書通知等で周知徹底を図る。